

図2 有機農業はSDGsの達成に貢献

有機農業は、国際的にはコードレス委員会が策定したガイドライン⁶において「農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システム」とされており、我が国では「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号、以下「有

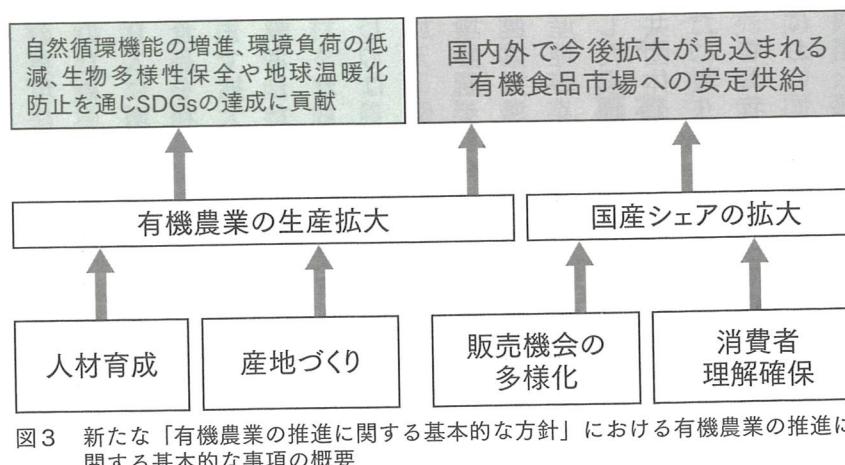
る。

機農業推進法」という)において「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷ができる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されている。また近年では、有機農業の多様性の保全など、環境保全の効果も得られることが確認され(図2)、SDGsの達成にも貢献するものと位置づけられている⁷。

農林水産省では、2020年(令和2年)4月、有機農業推進法に基づき農林水産大臣が定める「有機農業の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という)を改めるとともに、同年には有機農業関連の予算を拡充し、有機農業の人材育成等の取組支援を新たに開始している。本稿ではこれらの状況について概説する。

2 「有機農業の推進に関する基本的な方針」の改定について

有機農業の推進に向けては、これまで国が定める基本方針に即し、各都道府県が有機農業の推進に関する



各都道府県が有機農業の推進に関する施策についての計画を定め、有機農業の推進体制の整備や技術体系の確立、普及指導体制の整備等を進めってきた。例えば、2016年(平成28年)時点では、農業革新支援専門員(持続可能な農業担当)または普及指導員(環境保全型農業担当)を配置している都道府県は40に達しており、有機農業の推進に向けた体制整備は

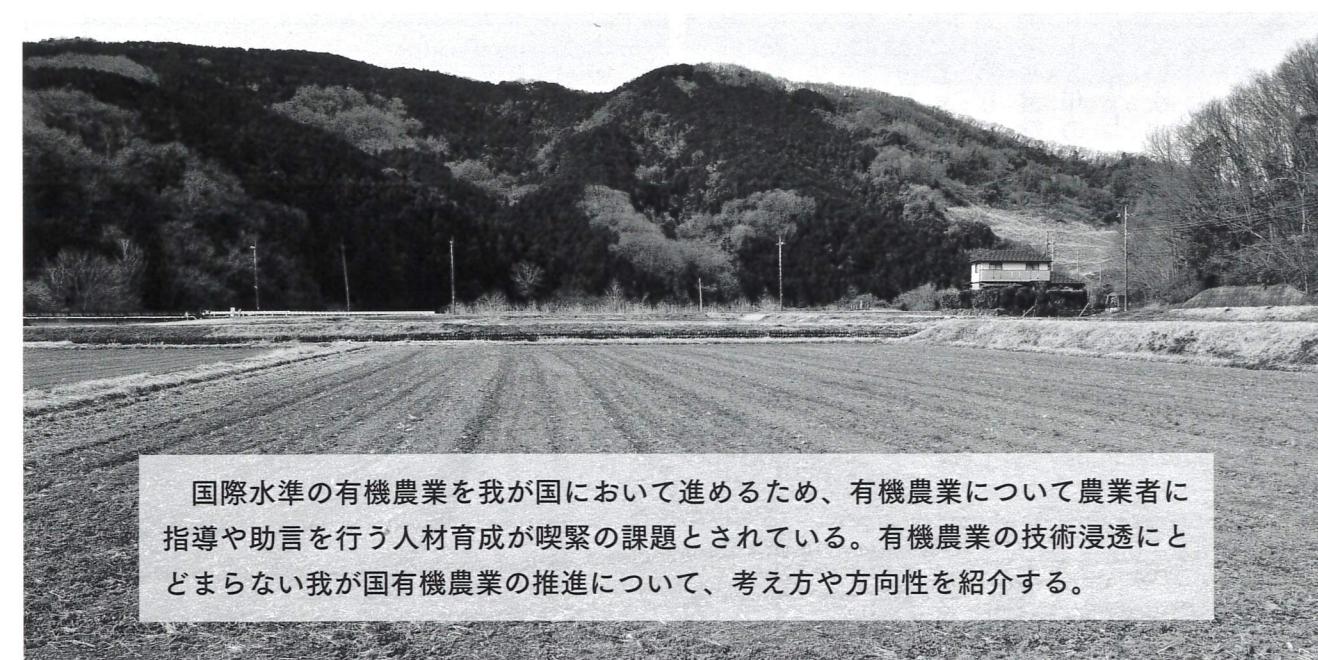
一定程度進んできたところである。しかししながら、2014年(平成26年)度に策定した基本方針で定めた、「おおむね平成30年度までに我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を倍増(1%)」させることという目標に対し、2017年(平成29年)時点での取組面積の割合は0・53%に留まっていた。

農林水産省では、このようないくつかの問題を踏まえ、基本方針の改定について食料・農業・農村政策審議会果樹・有機部会に諮問し、その答申を基に推進に関する基本的な考え方や目標を変更した新たな基本方針を策定した(図3)⁸。

新たな基本方針では、有機農業の取組が拡大することは、

- ①農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するのみならず、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すなど農業施策全体
- ②国内外での有機食品の需要の拡大に貢献すること

有機農業の推進に向けて



1 国内外で拡大する有機農業

国内外で有機食品市場が拡大している(図1)。

世界の有機食品市場は2017年(平成29年)時点で約970億ドル(約10兆円(1ドル=105円))に達し、最近10年間で2倍以上に拡大、これに伴い2017年(平成29年)時点の世界の有機農業の取組面積は約7000万haに達している¹。一方、日本の有機食品市場も徐々に拡大しており、2017年(平成29年)時点の市場規模は約1850億円²(世界で13番目の規模³)となっている。また全国新規就農センターの2016年(平成28年)の調査⁴によれば、農業への新規参入者の約1/4が有機農業に取り組んでおり、我が国の有機農業

の取組面積も2009年(平成21年)からの8年間で約4割拡大⁵して

農林水産省 生産局 農業環境対策課 課長補佐(有機農業推進班担当)
嶋田 光雄

有機農業推進の施策について

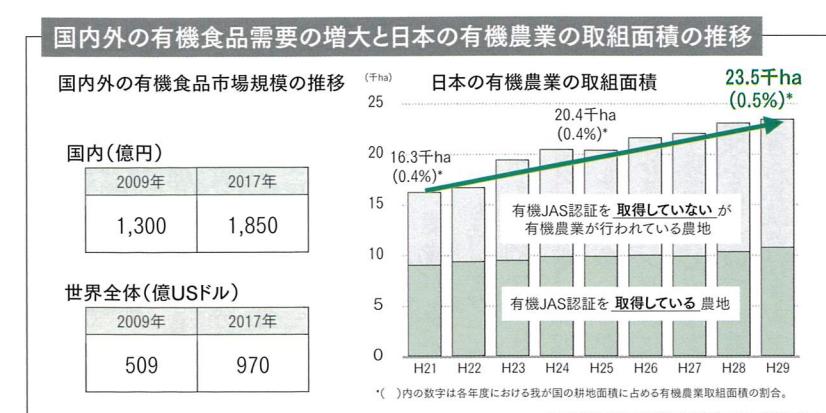


図1 国内外の有機食品需要の増大と日本の有機農業の取組面積の推移



図6 令和2年度有機農業推進総合対策事業の概要

年) 8月に、有機農業を生かして地域振興につなげている、またはこれから取り組みたいと考える市町村等の情報交換の場として「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」を立ち上げ、有機農業を地域で支える取組事例の共有等を開始している。加えて

度の有機農業関係予算を拡充した。補助事業では、新たに「有機農業推進総合対策事業」として、人材育成、産地育成、バリューチェーンの構築を一体的に推進することとした(詳細は後述)。また強い農業・担い手づくり総合支援交付金の産地基幹施設等支援タイプにおいては、有機農業に取り組む場合の優先枠を設定した。

交付金において、国際水準の有機農業に取り組む場合の支援単価を、従来の10a当たり8000円から1万2000円（そば等の雑穀・飼料作物以外）に増額するとともに、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合には2000円を加算する措置も設定した。

さらには、令和元年度補正予算「有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業」において、有機農産物・加工

図6 令和2年度有機農業推進総合対策事業の概要

さらに、令和元年度補正予算「有機農業認証、GAP認証取得等支援事業」において、有機農産物・加工食品等の輸出拡大に向け農業者等による有機JAS認証の取得や商談の実施等の支援を推進している。

以上のような予算事業に加え、2019年（令和元年）8月に、有機農業を生かして地域振興につなげている、またはこれから取り組みたいと考える市町村等の情報交換の場として「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」を立ち上げ、有機農業を地域で支える取組事例の共有等を開始している。加えて、万2000円（そば等の雑穀・飼作物以外）に増額するとともに、素貯留効果の高い有機農業を実施する場合には2000円を加算する置も設定した。

4 有機農業推進総合対策

4 有機農業推進総合対策
事業について(図6)

本事業のうち人材育成に関しては、国際水準の有機農業に取り組もうとする農業者の指導体制を整備するため、都道府県が有機JAS制度等について農業者に指導・助言を行う人材を育成する取組等を「有機農業推進体制整備交付金」(新規)にて支援する。また、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機JASの制度や技術的基準に関する研修や初回の圃場実地検査(有機JAS認証検査)を受講・受検する取組を「有機農業新規参入者技術習得支援事業」(新規)により支援するとともにこれらの方々が営農しやすい環境を整備するため、市町村等が複数の耕作放棄地等をまとめて有機JAS圃場に転換する試行的取組を「有機農地集約化試行支援事業」(新規)にて支援する。

産地育成に向けては「有機農産物安定供給体制構築事業」により、オーソリティへ向け、国産の有機食品の需要喚起に向け、国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携して取組を進めることとしている。

化のための取組（学校給食等を含む販路確保に向けた取組や生産・出荷拡大に必要な機械リース導入等の取組）を支援するとともに、実践拠点と実需者との商談や、各地の拠点に共通する生産・流通課題への対応、自治体ネットワークと連携した活動に関する取組を引き続き支援する。この事業では2020年（令和2年）度より、協議会等の取組を定額で支援する販路確保型に加え、機械のリース導入等を行う事業者の支援も可能な供給拡大型を新設し、実践拠点の発展を促すこととしている。

さらにバリューチェーンの構築に向けては、国産有機農産物のバリューチェーンに関わる流通・加工・小売等の事業者と連携し、国産有機農産物の消費者需要および加工需要を喚起する取組の支援を「国産有機農産物バリューチェーン構築推進事業」（新規）により実施することとしている。

推進および普及の目標

- 10年後(2030年)の国内外の有機食品の需要拡大を以下のように見通し。

〈国内の有機食品の需要〉	1,300億円(2009)	→	1,850億円(2017)	→	3,280億円(2030)
〈有機食品の輸出額〉			17.5億円(2017)	→	210億円(2030)
 - この需要に対応し、生産および消費の目標として、以下を設定。

【有機農業の取組面積】	23.5千ha(2017)	→	63千ha(2030)
【有機農業者数】	11.8千人(2009)	→	36千人(2030)
【有機食品の国産シェア】	60%(2017)	→	84%(2030)
【週1回以上有機食品を 利用する消費者の割合】	17.5%(2017)	→	25%(2030)

図4 新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」における推進および普及の目標

※緑太字は今次基本方針にて追加された施策

実証、土壤診断DB構築、指導員

他の確保・団地化、地方公共団体の

流の合理化、加工需要の拡大、有機

、食育等との連携、小売事業者等と

した技術体系の確立、各種調査の

における推進に関する施策の概要について

農業の取組面積を6万3000ha、有機食品の国産シェアを84%とすることを施策目標にするとともに、この実現に向けて行う取組状況の評価のため、有機農業者数を3万600人に増やすこと、週1回以上有機食品を利用する消費者の割合を25%まで拡大することを取組目標として設定した(図4)。

これら目標達成に向けた施策としては、従来から行ってきた事項に加え、例えば人材育成においては土壤診断データベースの構築や、有機農業指導員の育成や現地指導の実施産地づくりにおいては有機農業に適した農地の確保・団地化や、地方公共団体のネットワークの構築等に新たに取り組む旨を整理した(図5)。

なお我が国では、有機農業推進法において「有機農業」と定義される取組水準と、有機JAS認証が取得

3 農林水産省における令和2年度
有機農業関係予算等の概要⁽⁹⁾

として推進し、その特徴を消費者に訴求していくため、国が施策を推進する際には、国際的に行われている有機農業と同等性が認められている有機JASに定められた取組水準（国際水準）以上の取組を推進し、その支援に努めることとした。

このように、新たな基本方針が整理されたところであり、今後は本方針に従い、各農業者が従来以上に容易に有機農業に従事し、経営を確立できるよう、各地方自治体と連携し、また農業者や事業者、各種団体、消費者等さまざまな関係者の協力を得て、具体的な取組を進める必要がある。次項では、2020年（令和2年）度の有機農業関連予算等を通じた農林水産省の今後の取組を紹介する。

ことが、需要に応じた生産供給や輸出拡大推進に貢献することから、農業施策の推進に貢献するものであると位置づけた。その上で有機農業の取組拡大に向け、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ

①有機農業者の人材育成や産地づくりの推進による有機農業の生産拡大
②有機食品の販売機会の多様化や消費者の理解の増進による国産シェア

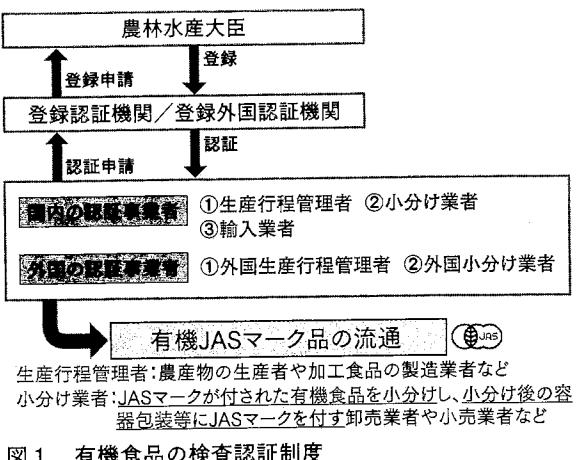
アの拡大の両面の取組を推進すると整理した。

可能な「有機農業」の取組水準が異なっているが、本方針においては、認証を取得するかしないかについては農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつも、有機農業をSDGsへ貢献するもの

5 普及指導員に対する期待

「集約化試行支援事業」（新規）にて
支援する。

5 普及指導員に対する期待
繰り返しになるが、都道府県段階では有機農業等の推進体制整備は一



(2) 有機農産物のJAS

世界貿易機関（WTO）の加盟国は、TBT協定^{※2}に基づき、国内は、TBT協定^{※2}に基づき、国内に於ける産品の規格・基準の作成において、国際規格を基礎とすることが義務づけられている。有機的に生産される食品については、コードック委員会が「有機的に生産された食品の生産、加工、表示及び販売に関するガイドライン^{※4}」を国際的なルールとして定めており、有機農産物のJASもこのガイドラインに準拠して定められている。

有機農産物のJASでは、第2条「有機農産物の生産の原則」（図2）、第4条「生産の原則に沿った生産方法」を規定している。

（1）有機農産物のJASは、農産物の生産行程を内容とする規格であり、認証事業者のうち、農産物を生産する生産行程管理者は、生産過程において作成した記録を確認することにより格付を行う。（図1）。

（2）有機農産物のJASを満たしていることを保証する制度（検査認証制度）を主な内容としている。有機食品の検査認証制度は、有機農産物のJAS^{※3}等の制定と同時に平成12年から運用されている（図1）。

（3）認証までの流れ

農林水産大臣は、すでに普及指導員や地域の熟練有機農業者等を核として、地域の有機農業者等をサポートする体制がしっかりと構築されていると聞いています。ただ、一言で有機農業と聞いても、品目や圃場の環境などはさまざまであり、有機農業者の多様なニーズに応えることは容易ではないと考える。各都道府県においては、新設された「有機農業推進体制整備交付金」等を有効に活用いただくとともに、全国的な有機農業関係団体や地域の有機農業関係者等とも連携し、新たに有機農業に取り組む農業者をサポートである体制をしっかりと整備していただき、国内外の有機食品需要が拡大していく機会を逃さずに、有機農業の生産拡大が進むよう取組をお願いしたい。

新型コロナウイルス感染症対策のため、産地においてもさまざまな困難が生じていると思うが、環境負荷を低減し、環境保全効果が高い有機農業が我が国でも拡大していくよう、皆で力を合わせて頑張りましょう。

1) FIBL & IFOAM The World of Organic Agriculture Statistics & Emerging trends 2019

2) 農林水産省（2019）「有機農品マークhardtによる調査」

3) FIBL & IFOAM The World of Organic Agriculture Statistics & Emerging trends 2019

4) 新規農業者の就農実態に関する調査結果－平成28年度－一般社団法人全国農業会議所全国新規就農相談センター（2017）

5) 有機農業をめぐる事情（令和2年2月版）農林水産省農業環境対策課

6) 有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CAC/GL32-1999）

7) SDGsアクションプラン2020（令和元年12月、SDGs推進本部）

8) 基本方針本文等の詳細は以下参照。https://www.maff.go.jp/jiseisan/kankyoyuuki/yosan_yuuki.html

9) 詳細は以下参照。https://www.maff.go.jp/jiseisan/kankyoyuuki/yosan_yuuki.html

JAS法に基づく有機食品の検査認証制度

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（FAMIC）規格検査課 主任調査官 石川 聖文

規格検査課 主任調査官 石川 聖文

有機農業と有機食品とは

有機農業の推進に関する法律^①では、「有機農業」を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない」と並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義している。

一方、日本農林規格等に関する法律^②（以下「JAS法」）では、一般消費者の選択に著しい支障を生ずることがある。

これが、表示の適正化を図ることが特に必要なものとして、有機農産物と有機農産物加工食品の名称の表示を規制している^{※1}。

このため、「有機農業」により生産された農産物や、これを原材料として製造した加工食品であっても、JAS法に基づき農林水産大臣が登録した登録認証機関から認証を受けた事業者（以下「認証事業者」）が、日本農林規格（以下「JAS」）に定める基準に適合することを検査（格付）した産品に有機JASマークを付したものでなければ、「有機〇〇」や「オーガニック〇〇」と表示することはできない（表1）。

本稿では、JAS法に基づき格付された有機加工食品を「有機食品」と呼ぶこととする。

JAS法に基づく有機食品の検査認証制度と認証までの流れ

JAS法は、①産品の品質・仕様、②産品の生産・流通プロセス、③事業者による産品の取扱方法、④事業者の経営管理の方法、⑤産品の試験方法など多様な規格を制定し、規格

- ▶農業の自然循環機能の維持増進を図るために、
- ▶化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、
- ▶土壤の性質に由来する農地の生産力を發揮させるとともに、
- ▶農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用した場において生産すること。

図2 有機農産物の生産の原則（第2条）



図3 生産の方法についての基準（第4条）

なお第4条では、限定された条件下で使用目的や製造過程を示した基準を示すとともに、個別の資材を別表で示している（表2）。例えば別表1の肥料における個別の基準として、天然物質由来の原材料のみ使用、化学的処理なしの原材料のみ使用などが規定されており、生産行程管理者は、肥料の生産業者などから得た情報（証明書）などをもとに、別表1に該当する肥料かを確認の上、使用する必要がある。

（3）認証までの流れ

「有機農産物の生産行程管理」において、認証の技術的基準^⑤に基づいて、認証申請

づく認証を受けるまでの流れは次のとおりである。

申請先が決まつたら、登録認証機関は、現在、国内に多数^{※3}あり、最初に行うこととは、認証を申請する機関を決めることである。登録認証機関はいざれも登録基準を満たし、農林水産大臣が登録した機関であるが、それぞれに特色があるため、生産者の実情に合った機関をしっかりと見極めた上で申請先を決める必要がある。

申請先が決まつたら、登録認証機

①認証申請
有機農産物の認証を行う登録認証機関は、現在、国内に多数 ^{※3} あり、最初に行うこととは、認証を申請する機関を決めることである。登録認証機関はいざれも登録基準を満たし、農林水産大臣が登録した機関であるが、それぞれに特色があるため、生産者の実情に合った機関をしっかりと見極めた上で申請先を決める必要がある。
申請先が決まつたら、登録認証機
機関は、現在、国内に多数 ^{※3} あり、最初に行うこととは、認証を申請する機関を決めることである。登録認証機関はいざれも登録基準を満たし、農林水産大臣が登録した機関であるが、それぞれに特色があるため、生産者の実情に合った機関をしっかりと見極めた上で申請先を決める必要がある。
機関は、現在、国内に多数 ^{※3} あり、最初に行うこととは、認証を申請する機関を決めることである。登録認証機関はいざれも登録基準を満たし、農林水産大臣が登録した機関であるが、それぞれに特色があるため、生産者の実情に合った機関をしっかりと見極めた上で申請先を決める必要がある。

②有機農産物のJAS 別表の資材が使用できる条件
▶別表1 肥料及び土壤改良資材 →有機ほ場由来の堆肥等では、農地の生産力の維持増進が困難な場合に使用可能
▶別表2 農薬 →耕種的・物理的・生物的防除では、急迫した危機が回避できない場合に使用可能
▶別表3 種苗培養資材 →有機的原料で培養した種苗が入手困難な場合にこれらを使用した種苗が使用可能
▶別表4 薬剤（収穫後の有害動植物防除） →物理的・生物的防除では、効果が不十分な場合に使用可能
▶別表5 調製用等資材（収穫後の品質の保持改善） →物理的・生物的手法では、効果が不十分な場合に使用可能

表1 有機食品に係る名称の表示規制	
有機農産物	表示規制の対象 有機JASマークを付さなければ「有機」の表示ができない 有機JASマーク
有機加工食品	有機農産物加工食品（有機農産物≥95%） 有機畜産物加工食品（有機農産物+有機畜産物≥95%） 有機畜産物加工食品（有機畜産物≥95%） 有機畜産物
	令和2年7月16日以降 表示規制の対象 有機JASマークを付さなければ「有機」の表示ができない 有機JASマーク
	有機JASマーク

都道府県では、すでに普及指導員や地域の熟練有機農業者等を核として、地域の有機農業者等をサポートする体制がしっかりと構築されていると聞いています。ただ、一言で有機農業と聞いても、品目や圃場の環境などはさまざまに応えることは容易ではないと考える。各都道府県においては、新設された「有機農業推進体制整備交付金」等を有効に活用いただくとともに、全国的な有機農業関係団体や地域の有機農業関係者等とも連携し、新たに有機農業に取り組む農業者をサポートである体制をしっかりと整備していただき、国内外の有機食品需要が拡大していく機会を逃さずに、有機農業の生産拡大が進むよう取組をお願いしたい。

新型コロナウイルス感染症対策のため、産地においてもさまざまな困難が生じていると思うが、環境負荷を低減し、環境保全効果が高い有機農業が我が国でも拡大していくよう、皆で力を合わせて頑張りましょう。

1) FIBL & IFOAM The World of Organic Agriculture Statistics & Emerging trends 2019

2) 農林水産省（2019）「有機農品マークhardtによる調査」

3) FIBL & IFOAM The World of Organic Agriculture Statistics & Emerging trends 2019

4) 新規農業者の就農実態に関する調査結果－平成28年度－一般社団法人全国農業会議所全国新規就農相談センター（2017）

5) 有機農業をめぐる事情（令和2年2月版）農林水産省農業環境対策課

6) 有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CAC/GL32-1999）

7) SDGsアクションプラン2020（令和元年12月、SDGs推進本部）

8) 基本方針本文等の詳細は以下参照。https://www.maff.go.jp/jiseisan/kankyoyuuki/yosan_yuuki.html

9) 詳細は以下参照。https://www.maff.go.jp/jiseisan/kankyoyuuki/yosan_yuuki.html

10) 有機JASマーク

11) 有機畜産物マーク

12) 有機畜産物マーク

13) 有機畜産物マーク

14) 有機畜産物マーク

15) 有機畜産物マーク

16) 有機畜産物マーク

17) 有機畜産物マーク

18) 有機畜産物マーク

19) 有機畜産物マーク

20) 有機畜産物マーク

21) 有機畜産物マーク

22) 有機畜産物マーク

23) 有機畜産物マーク

24) 有機畜産物マーク

25) 有機畜産物マーク

26) 有機畜産物マーク

27) 有機畜産物マーク

28) 有機畜産物マーク

29) 有機畜産物マーク

30) 有機畜産物マーク

31) 有機畜産物マーク

32) 有機畜産物マーク

33) 有機畜産物マーク

34) 有機畜産物マーク

35) 有機畜産物マーク

36) 有機畜産物マーク

37) 有機畜産物マーク

38) 有機畜産物マーク

39) 有機畜産物マーク

40) 有機畜産物マーク

41) 有機畜産物マーク

42) 有機畜産物マーク



写真1 有機農産物商談会への出展状況

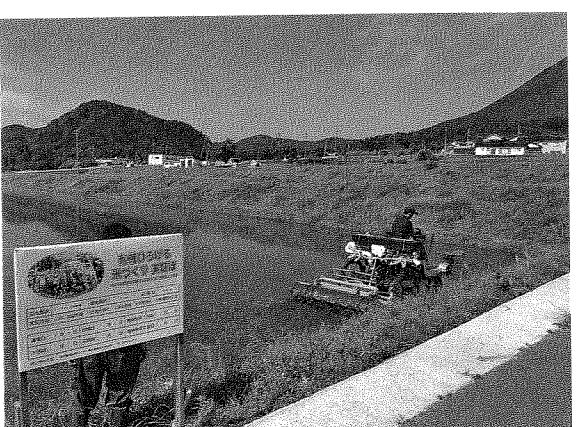


写真2 水田用除草機を用いた実証圃の様子

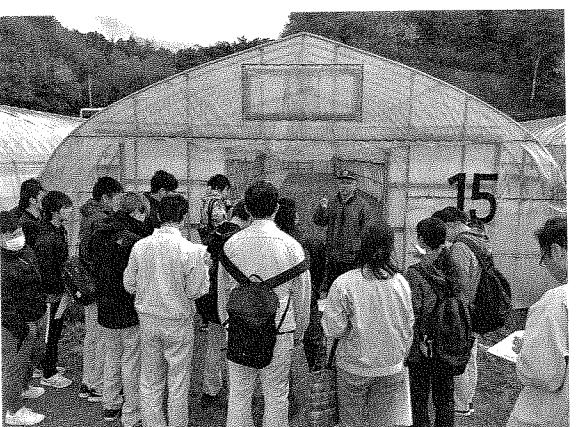


写真3 農林大学校有機農業専攻の実習風景

有機農業の取り組み状況

最も人気のある専攻となつてゐる

有機農業の推進にあたっては、技術、新規参入者の確保、認知度向上、販路開拓などの課題があつた。島根県では、2011年度に有機農業推進のための県単独事業を創設し、本格的な推進を開始。推進上の課題に対して、現在までさまざまな取り組みを行つてゐる。

これまで実施してきた主な取り組みは以下の通りである。

①農業技術センターでの技術開発と現地への普及

②農林大学校での新規参入希望者の支援

した有機農業普及講座の実施
④ オーガニックEXPO等の県外商談会への県ブース出展による販路開拓支援（写真1）

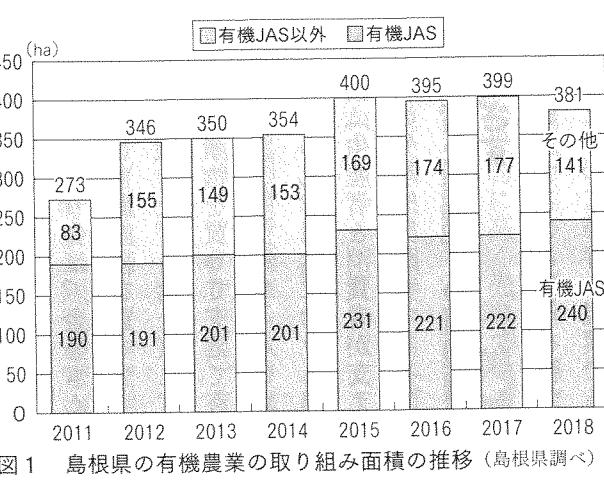
⑤ 有機農業者の施設・機械導入に対する支援（補助事業）

農業技術センターでの有機栽培の技術開発では、水稻の除草技術等の研究を実施し、水田用除草機を用いた除草技術体系を確立（写真2）。農業普及部と連携して現地実証を行い、集落営農組織等への技術導入を進めてきた。

新規参入者支援では2012年度、農業大学校（現在は農林大学校）農

業科に全国の農業大学校では初めてとなる有機農業専攻を設置するなど、県の施策として有機農業の担い手育成に向けた取り組みを開始している。2年間の有機農業専攻と1年以内の研修（就農）に就農希望者を受け入れ、座学と実践により技術習得を図る。教育の方法はこれまでの農業大・学校の仕組みと基本的に変わらないが、実践的な技術研修等への支援をいただく協力農家を「サテライト校」と位置づけ、担い手育成に県内の有機農業者の協力を得ていいことが特徴である。有機農業専攻には毎年多くの入学希望があり、農業科の中で

年	有機JAS外 (ha)	有機JAS (ha)	その他 (ha)	合計 (ha)
2011	83	190	190	273
2012	155	191	191	346
2013	149	201	201	350
2014	153	201	201	354
2015	169	231	231	400
2016	174	221	221	395
2017	177	222	222	399
2018	141	240	240	381



帶1mという認証機関もあります。この差異は、オーガニックリスクの許容レベルに關係しています。実際に当会の審査でも、高低差や隣接地の栽培品目などによって4mの基準は増減します。もちろん、生産者にとつては経営に直接影響してくるので、緩衝地帯は狭いほどいい。しかし、出荷後に禁止物質が検出されたりすると、再検査や回収騒ぎになります。「どこまでオーガニックリスクを許容するか?」については、認証機関が常に頭を悩ましているところです。

認証機関としては、生産者の経営と消費者の期待を天秤にかけて、規格の解釈を決めていきます。先ほど「オーガニッククリスクを排除した農産物が有機」と書きましたが、これは決してゼロリスクを意味するものではなく、妥当なレベルでリスクを

流入しないように必要な措置を講じていること」が条件になっています。しかし「隣接圃場から○mの緩衝地帯が必要」とは規定しておらず、そこで各認証機関は独自の考え方で判断しています。当会では平地で4mを判断基準にしていますが、緩衝地帯1mという認証機関もあります。

この差異は、オーガニックリスクの許容レベルに関係しています。実際に当会の審査でも、高低差や隣接地の栽培品目などによって4mの基準は増減します。もちろん、生産者にとつては経営に直接影響してくるので、緩衝地帯は狭いほどいい。しかし、出荷後に禁止物質が検出されたりすると、再検査や回収騒ぎになります。だからねません。「ここまでオーガニックリスクを許容するか?」については、認証機関が常に頭を悩ましているところです。

有機農業を広げるため

有機農業を広げるために

島根県の有機農業 取り組みについて

島根県の有機農業 取り組みについて

烏銀累農林水產部
奎地支綏果

はじめに

はじめに

2006年の「有機農業推進法」の制定を受け、県など地方自治体においても有機農業の推進の責務を担うことになり、島根県では2008年3月に「島根県有機農業推進計画」を策定して推進を図ってきた。

食に対するニーズが多様化する中で、環境保全にも配慮した有機農業により生産された有機食品に対する需要は着実に広がっており、今後もさらなる伸びが見込まれている。

当県の農業や農村は、大規模化や
主産地形成による競争力の強化とい
う従来のロジックだけでは、将来展
望を見出すことは難しい。しかし、
個々の生産は小さくとも存在感を発
揮でき、豊かな自然環境や、まじめ
に生産に取り組む県民性等のイメー
ジを消費者にダイレクトに理解して
もらえる有機農業は、今後、当県の農
産物のブランドティングを進めていく
上で、重要な柱の一つと考えている。

夏木のこゑ

重要な橋の一覧

ように、あらゆる分野で「持続可能性」が求められており、農業も例外ではありません。その中で、持続性の高い有機農業はすでに趣味的農業の範疇を越え、有力な選択肢の一つというものが世界的コンセンサスです。

高い技術力を持つた日本の農家であれば、有機農業への転換はそれほど困難ではないはずです。地域活性策の一つとしても、有機農業を前向きに検討する生産者が少しでも増えることを願っています。



霜里農場。バイオガス施設、SVOを使ったトラクターや発電機



農作業をする研修生とボランティアの皆さん

リーダー格の専業農家が、「金子さん」集落が動いたのは、2001年。

軒の消費者と結びつき、米麦大豆、卵、野菜、牛乳を週1回取りに来てもら（または配達する）しくみができるがつた。「私が消費者を求めていたとき、安全な食べ物を探していた消費者と出会い、提携が始まった」と金子さんは話す。水田と畑各1・5haを耕作し、米と野菜60品目（年間計）を、農薬も化学肥料も使わずに栽培した。鶏を飼つて卵をとり、牛飼いもした。堆肥を作り畑にまいて、野菜を作り収穫する。自給しながら循環型農業実践の毎日だった。

金子さんの現在の経営は、「家族農業でうまく回る規模」で、輪作により稻麦大豆と野菜1・5haを作り、肉牛2頭、鶏150羽、アイガモ30羽を飼育する。燃料も自給だ。発酵槽を使って液肥とメタンガスを生成して家庭用ガスをまかなっているほか、自家発電も行い、SVO (straight vegetable oil : 廃食油) を燃料にして自家用車と農機具類を動かしている。農業を有機農法で行うだけではなく、身の回りにある自然由来のものを使いながら、生活も含めた農場全体が回っている。

点から面へ。集落が動いた

1975年から12年かけて、金子さんは「有機農法で米を作る」ということを示していった。経営が安定したら有機農業による村おこしをしたいと考えていた。当初、集落に金子さんに賛同する人はいなかつたが、皆が金子さんのやりようを見ていると金子さんは感じていた。1987年に、行政に働きかけて、当時広く行われていた農薬の空中散布中止を勝ち取った。（散布の有無は）米を作っている農家が決めるように」という回答を得たのだった。集落の先輩農家が「1年やめてみよう」と提案し、その年は空中散布なし（農薬を使わない）で米を作った。収穫した無農薬米は、地元の酒造会社（晴雲酒造）が「金子さんの有機栽培米を酒米に」と40俵買い上げてくれた。1kg 600円は慣行米の3～4倍にあたり、地場産の米に続いて、地元の豆腐屋が大豆を、醤油屋やパン屋が小麦をと、地産地消の機運が高まつていった。

市町と協力して有機農業の「包括的就農パッケージ」を作成し、U.Iターン新規就農希望者の確保強化し、安定的な販路確保や有利販売の取り組みを促進

8年で240ha、2011年から7年間で50ha（26%）増加している。また、当県の耕地面積当たりの有機JAS認証面積の割合は0・65%で、全国平均の0・24%を大きく上回り、全国上位となっている（図2）。有機JAS認証圃場では、水稻や施設野菜のほか、大麦若葉や桑葉などの機能性食品の原料となる農作物が栽培されている。

今後の推進について

島根県では、2020年度に策定する「島根県農林水産基本計画」に

おいて、「有機農業の拡大」を優先かつ重点的な取り組み事項の一つとして位置づけ、2024年度の有機JAS認証面積を全体の1%以上とする実現目標を掲げている。

①県内の有機農業を牽引する中核的な产地と実需者との結びつきを強化し、安定的な販路確保や有利販売の取り組みを促進

②農林大学校や中核的产地を有する

市町と協力して有機農業の「包括的就農パッケージ」を作成し、U.Iターン新規就農希望者の確保強化

③有機JAS認証の取得拡大に向けて、認証取得経費への支援や認証アドバイザーリードの創設など、農業者が有機JAS認証を取得しやすい環境を整備

などについて重点的に取り組むこととしている。

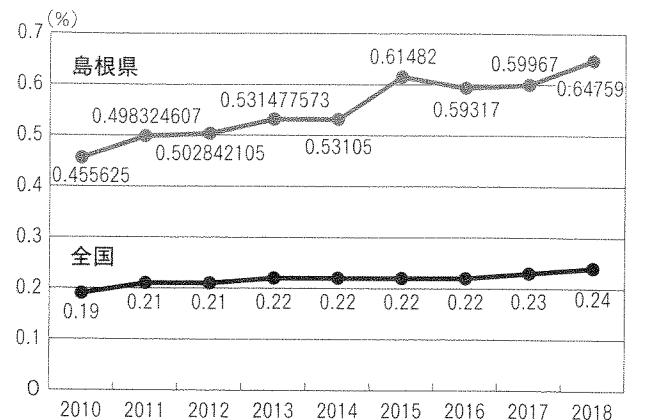


図2 耕地面積に占める有機JAS認証面積割合
(農林水産省公表資料から算出)

有機の里下里に結実するまで。 霜里農場・金子美登さんの有機農業50年

編集部取材

埼玉県小川町下里は、日本で初めて集落全体が有機農業に転換した「有機の里」として知られている。平成22年（2010年）度農林水産祭のむらづくり部門で栄えある天皇杯を受賞した。その原点は50年前、有機農業を志した小川町の金子美登さん（71歳）にある。

当地で300年続く農家に生まれた金子さんが国の中等農業者大学で一期生として学び、ふるさとで農業を始めた1971年（昭和46年）は日本高度成長期。農業は化学肥料の多投入や機械化農業への転換期にあつた。有機農業の父と言われる一樂照雄や、黒沢西藏（酪農学園大学・

農業）の先駆的実践者である。

農産物の売り先は、金子さんの考えを理解して農産物を買ってくれる消費者を探した。自給を核に、消費者に農畜産物を買って支えてもらう「提携」の関係を築くことをめざした。金子さんは日本における提携CSA（生産者と消費者が支え合う農業）の先駆的実践者である。

試行錯誤すること10年を経て、ほどほどにやつていける規模である30

消費者と提携する有機農業をめざす

雪印乳業創立者の思想に共鳴し有机農業に興味を深めた金子さんは、迷わず有機農業を始めた。



金子美登さん

町ぐるみの有機農業へ

金子さんは「有機農業は町の人々によつて支えられている」と何度もこのにも顔の見える関係がある。

金子さんは「有機農業は町の人々によつて支えられている」と何度もこのにも顔の見える関係がある。

金子さんは「有機農業は町の人々によつて支えられている」と何度もこのにも顔の見える関係がある。

金子さんは「有機農業は町の人々によつて支えられている」と何度もこのにも顔の見える関係がある。

強調した。有機栽培の農産物が作ら

れて、町内の直売所で売られる。加工の原料となつて味噌や醤油、豆腐やパン、和菓子、洋菓子となり、買手に渡る。地元産農産物を食材として使う食事を提供する店や、地元の大麦を原料とする地ビール醸造所もあり、町民や訪れた人が利用する。農産物を作る人だけでなく、加工する人、買って消費する人がいるとい

有機農業をどう進めるか

「技術と普及」平成20(2008)年9月号の特集「有機農業をどう進めるか」では、「埼玉県東松山農林振興センター普及部による有機農業の生産安定期への取り組み」という金子美登さんの農場の土壤診断や天敵など虫の生育状況を調べて、有機栽培の技術的裏付けを調査している状況が報告されている。有機農業推進法の施行(平成18年)や全国有機農業推進協議会の設立(平成22年)など、有機農業推進の機運が高まった時期でもあった。

埼玉県農業大学校には5年前に有機農業専攻(1年課程)が設けられたが、全国では島根県農業大学校に次いで2例目である。

ている。

集落の有機農業は、自給的農家が10軒、販売農家が10軒で合計30ha。集落の農地を3つに分けて、ブロック一テーションによる輪作で米、小麦、大豆を作つていて。土づくりには力を入れている。また、集落に耕作放棄地はない。隣町のかなりの面積(放棄地)の耕作も引き受けているという。

金子さんは下里の状況を「農民が生産の喜びを取り戻した」と表現する。誇りを持つてする農業が皆の気持ちを変え、集落をも美しくする。

草刈りのボランティア活動が始まり、川沿いや田んぼの畦の草刈りが行われ、景観も美しくなった。「農産物の質も上がる」と金子さんは話す。

里山保全活動も行つていて。自然災害に強く豊かな森や水質、美しい里山を取り戻すために、直根の苗を使つた植林活動だ。土づくりが基本である有機農業には落葉は資源であり、山(林)の恩恵は欠かせない。

研修生の育成、農場見学会で裾野を広げる

9年から毎年1人ずつ、多い年には

践しているそうだ。

月1回の農場見学会は、座学と農場見学を半日かけて行つていて。直近の会には福島県の農業委員会やワーカーズコープの人たちが訪れたという。小川町や下里地区の取り組みに耳を傾け、霜里農場の実際を見ていく。人々の理解を得ることや後継者につなぐことも続けている。

有機の里の未来は

農場を見学した日は、研修生2名とボランティア4名が畑に出ていた。

4名のうち2名は埼玉県農業大学校の有機農業専攻課程で有機農業を学んだりタイア世代、2名は小川町在住の老若1名ずつ。研修生2名は若者世代だ。有機農業の知恵や経験が新たな人材に引き継がれていく。

2014年には天皇皇后両陛下(当時)が下里地区に行幸された。

金子さんは地区の紹介をするとともに案内役を務めた。半世紀前には周囲の誰もが理解しなかつた有機農業が、地域の取り組みとなり、地域に根づき、行幸を受けるまでに認知された。有機農業をめぐる時代の変化を感じながら小川町を後にした。



下里地区的圃場